

独立行政法人空港周辺整備機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案参照条文

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年八月一日法律第百十号）（抄）

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十九条（略）

2（略）

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び空港周辺整備債券）

第三十条（略）

2～6（略）

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（他の法令の準用）

第三十六条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令の適用については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関又は地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十七条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年十二月十八日法律第百八十四号）（抄）

附則

(空港周辺整備機構の解散等)

第二条 空港周辺整備機構（以下「旧機構」という。）は、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の成立の時に
おいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国及び関係地方公共団体が承継する資産を除き、その
時において機構が承継する。

2～8 (略)

9 第七項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

10 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

11 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

国家公務員共済組合法（昭和三十三年五月一日法律第二百二十八号）（抄）

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第二百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き同条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十一条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国又は公社の負担金」とあるのは、「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国又は公社の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国又は公社の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、独立行政法人、公社又は職員団体」とあり、及び「国、独立行政法人、公社又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

25 (略)

不動産登記法（明治三十二年二月二十四日法律第二十四号）（抄）

第三十五条 (略)

(略)

官庁ノ所管ニ属スル不動産ニ関スル権利ニ付キ登記ヲ嘱託スル場合ニ於テ命令又ハ規則ヲ以テ指定セラレタル官庁又ハ公署ノ職員八第一項第五号ニ掲ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セス

独立行政法人通則法(平成十一年七月十六日法律第百三号) (抄)

(中期目標)

第二十九条 (略)

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二 五 (略)

3 (略)

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年六月七日政令第三百十六号) (抄)

(積立金の処分に係る承認の手続)

第五条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において

「中期目標の期間」という。)(最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。))に係る通則法第四十四条第一項又は第

二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

一・二（略）

2（略）

（設立委員）

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2（略）

空港周辺整備債券令（昭和五十年一月二十四日政令第十号）（抄）

（空港周辺整備債券申込証）

第四条（略）

2 空港周辺整備債券申込証は、機構が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

一 空港周辺整備債券の名称

二 十一（略）

（空港周辺整備債券原簿）

第九条 機構は、主たる事務所に空港周辺整備債券原簿を備えて置かなければならない。

2 空港周辺整備債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 空港周辺整備債券の発行の年月日
- 二 空港周辺整備債券の数及び番号
- 三 第四条第二項第一号から第六号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項
- 四 社債等登録法に規定する登録に関する事項
- 五 元利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)

第十条 空港周辺整備債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。